

第198回国会(令和元年通常国会)で成立した各改正法と倒産実務への影響(1)

～資金決済法等の改正について～

山本 翔
Sho Yamamoto

PROFILEはこちら

第1 はじめに

平成31年1月28日に召集された通常国会(以下「今国会」といいます。)は、令和元年6月26日に閉幕しましたが、この間に政府から提出された57本の法案のうち54本の法案が成立しました。破産法、民事再生法等の倒産に関する基本法の実質的な改正はされていないものの、間接的に倒産実務に影響を与え得る法改正はなされていますので、その内容を2回に分けて簡単にご紹介したいと思います。

なお、本原稿は、筆者の個人的見解であり、筆者が現に所属し、又は過去に所属していた組織の見解ではないことをあらかじめお断りしておきます。

第2 資金決済法等の改正について

1 はじめに

近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、今国会では資金決済法等の一部改正法が成立しました。この一部改正法では、資金の決済に関する法律(以下「資金決済法」といいます。)、金融商品取引法、銀行法、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(以下「一括清算法」といいます。10月のNLにてご紹介予定です。)などの複数の法律が本則で改正されています。具体的には、「仮想通貨」との呼称を「暗号資産」と改めるとともに、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整

備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置が講じられているなど、その改正の内容は多岐に及ぶものです。

この中で、特に倒産実務に影響があり得るものとしては、暗号資産交換業者による不適切な財産管理等への対応をした資金決済法に関する改正と、一括清算法の改正だと思われますので、順に簡単な解説を試みたいと思います¹。

2 資金決済法の改正

(1) 金銭等の信託

暗号資産交換業者に関しては、近年、顧客から管理を委託された暗号資産が不正に流出するなどの問題が指摘されており、利用者の保護を確保する必要があるとされています。そこで、本改正では、暗号資産交換業者が利用者から受託した金銭は、内閣府令で定めるところにより、信託会社等への金銭信託の方法により管理しなければならないこととされています(新法第63条の11第1項)。このため、仮に、委託者である暗号資産交換業者が破産手続開始決定を受けた場合においても、信託財産である金銭は、委託者の破産財団に帰属しないものと考えられます(破産法第34条第1項)。

(2) 利用者に対する特別の先取特権の付与

ア 条文の理解

また、本改正では、暗号資産交換業者に対して暗号資産の移転を目的とする債権を有する利用者が、受託暗号資産等

1: 本改正法に関する立案担当者の解説としては、石園貴大他『「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の解説(1)』(NBL1150号11頁)を参照されたい。

について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有するものとされています。この「他の債権者に先立ち弁済を受ける権利」とは、「先取特権」と呼ばれる法定担保物権のことですが(民法第303条参照)、その目的物は受託暗号資産等という特定の財産ですから、この権利は「特別の先取特権」と位置付けられ、破産法や民事再生法では別除権として取り扱われることとなると考えられます(破産法第2条第9項、同法第65条、民事再生法第53条)。

改正法の条文では、以下のとおりとなっています。

(新法第63条の19の2第1項)(※下線は筆者)

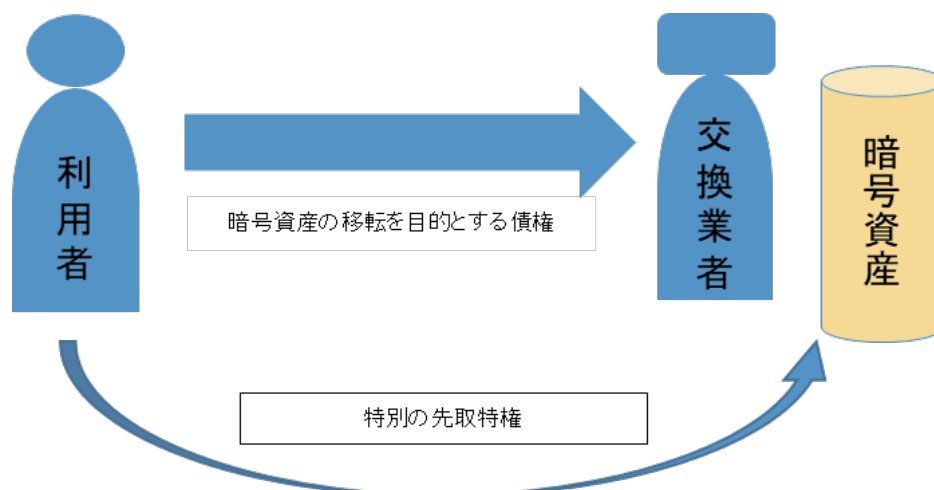
「暗号資産交換業者との間で当該暗号資産交換業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者は、当該暗号資産交換業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に関し、対象暗号資産(当該暗号資産交換業者が第六十三条の十一第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するその暗号資産交換業の利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産をいう。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。」

この条文を前提とした場合に、誰が、どのような権利を有す

るときに、先取特権者と位置付けられるのかが問題になるかと思います。まず、この先取特権を有する主体は「暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者」とされ、その者は、非金銭債権である「当該暗号資産交換業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権」を被担保債権とする先取特権を有するものとされています。そのため、例えば、空想的な事例ですが、私が取引関係のない暗号資産交換業者Aとの間で、私が所有する自動車と、Aが保有する10ビットコインを交換する契約を締結した場合に、私はAに対して10ビットコインの移転請求権を有することとなるとの評価が可能かと思いますが、私はAとの間で「暗号資産の管理を行うことを内容とする契約」を締結しているわけではありませんが、私はAの保有する暗号資産を目的とする先取特権を有することとはならないと考えられます。

また、留意が必要なのは、この先取特権の目的物は、暗号資産交換業者が分別管理している利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産とされているため、例えば、100ビットコインを有する債権者Aの先取特権の対象は、暗号資産交換業者が管理するビットコインのうち100ビットコイン分というわけではなく、同業者が管理するビットコインもイーサリアムも含めた暗号資産全体ということとなります。

【概略図】



イ 破産に至った場合の処理

この理解を前提として、仮に、暗号資産交換業者が破産開始決定を受けるに至った場合の帰趨ですが、破産管財人は、利用者との間で別除権協定を締結するという努力をすることが考えられますし、また、破産管財人は、強制執行手続（形式競売）によって暗号資産を換価し、その売却代金を別除権者である利用者に優先弁済した後、残額があればそれを破産財団に組み入れるなどの対応も考え得るところです（破産法第184条第2項）²。

他方で、破産管財人が特段、換価の努力をしないのであれば、別除権者である債権者が自己の有する権利を実現するためには、民事執行法に基づいて担保権実行としての競売を申し立てることも可能となります（民事執行法第193条第1

項、第2項、及び第167条）³。もともと、今回新たに法定された上記の権利は、先取特権であると整理されている以上、対象となる財産を換価した上で金銭により配当を受けることが予定されている権利であると考えられますので、利用者が担保権実行としての競売を申し立てるためには、金銭債権を有している必要があると考えられます⁴。すなわち、当該暗号資産交換業者に対して「暗号資産の移転を目的とする債権」の履行に代わる損害賠償請求権（金銭債権）を有するに至った場合には、担保権実行としての競売を申し立てることができるものと考えられます（履行に代わる損害賠償請求権については、平成29年改正後の民法第415条第2項参照）。

（続く）

2:破産管財人が動産売買先取特権の目的物を任意売却し、その売却代金を破産財団に組み入れたとしても善管注意義務違反にはならないとする考え方があるが（大阪地判昭和61年5月16日判例時報1210号97頁）、このような考え方が本件の局面でも妥当かどうか等については、今後の検討が待たれるところである。

3:暗号資産を対象とした強制執行や担保権実行の実効性の確保などをめぐる諸問題については、また別の機会に論じたい。

4:なお、破産法と異なり、民事執行法では、非金銭債権を有する債権者が金銭で配当を受けることを可能とする手続とはなっていない。